

2024年5月30日

各位

会社名 日本ハウズイング株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 小佐野 台
(コード番号 4781 東証スタンダード)
問合せ先 取締役専務執行役員CFO 奥田 実
(TEL 03-5379-4141)

会社名 マルシアンホールディングス合同会社
代表者名 代表社員 合同会社乃木坂ホールディングス
職務執行者 糸木 悠

(訂正) マルシアンホールディングス合同会社による
公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

マルシアンホールディングス合同会社は、本日、別添のプレスリリース「(訂正) 日本ハウズイング株式会社(証券コード:4781)の普通株式に対する公開買付けにおける公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、マルシアンホールディングス合同会社(公開買付者)が、日本ハウズイング株式会社(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年5月30日付「(訂正) 日本ハウズイング株式会社(証券コード:4781)の普通株式に対する公開買付けにおける公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2024年5月30日

各位

会社名 マルシアンホールディングス合同会社
代表者名 代表社員 合同会社乃木坂ホールディングス
職務執行者 糸木 悠

(訂正) 日本ハウズイング株式会社(証券コード:4781)の普通株式に対する
公開買付けにおける公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

マルシアンホールディングス合同会社(以下「公開買付者」といいます。)は、日本ハウズイング株式会社(証券コード:4781、株式会社東京証券取引所スタンダード市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2024年5月23日より開始しております。

今般、2024年5月23日(現地時間)付で、ウクライナ反独占委員会から本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)を承認することを決定する文書が発出され、公開買付者が、2024年5月29日に当該文書を受領したことに伴い、2024年5月23日付で提出いたしました公開買付届出書(2024年5月28日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項、並びに添付書類である公開買付開始公告(2024年5月28日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該通知を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を本日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2024年5月23日付公開買付開始公告の内容を以下のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、本訂正は法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(11) その他の買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、本公開買付けによる対象者株式の取得に係るウクライナ反独占委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがありま

す。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以 上

【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

- ・ 本プレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。
- ・ 米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。